

建設工事に係る入札制度について（令和８年７月１日～）

西脇市では、入札・契約事務の公平性・透明性・競争性の確保に取り組んでいるところで
す。関係規程の改正に伴い令和８年７月１日以降の入札公告分から下記のとおり改正します。

I 最低制限価格について

1 適用範囲

変更前	変更後（令和８年７月１日～）
設計金額が100万円以上１億５,000万円未満	変更なし

2 最低制限価格の算出方法

変更前	変更後（令和８年７月１日～）
○土木、建築、舗装工事 「直接工事費」×97%+「共通仮設費」×90%+ 「現場管理費」×90%+「一般管理費」×68% ○その他の工事は案件ごとに設定	○建設工事 「直接工事費」×97%+「共通仮設費」×90%+ 「現場管理費」×90%+「一般管理費」×68% 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の積算の種別は、兵庫県の最低制限価格等の算定式の別紙【最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い】に準ずる。
最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった上に掲げる額の合計額から、上位４桁以下の端数を切り捨てた額とします（予定価格の１００分の７５から１００分の９２までの範囲内）。	最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった上に掲げる額の合計額から、上位４桁以下の端数を切り捨てた額とします（予定価格の１００分の７５から１００分の９２までの範囲内）。
ただし、積算の主要部分が標準積算単価にない場合や上記３工種以外が含まれる場合など、上記の算式による算定が困難な場合は、予定価格に１００分の７５を乗じて得た額から予定価格に１００分の９２を乗じて得た額の範囲内で適宜定めます。	ただし、 積算の主要部分が標準積算単価にない場合など 、上記の算式による算定が困難な場合は、予定価格に１００分の７５を乗じて得た額から予定価格に１００分の９２を乗じて得た額の範囲内で適宜定めます。

II 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格について

1 適用範囲

変更前	変更後（令和８年７月１日～）
設計金額が１億５,000万円以上	変更なし

2 低入札価格調査基準価格の算出方法

変更前	変更後（令和８年７月１日～）
○土木、建築、舗装工事 「直接工事費」×97%+「共通仮設費」×90%+ 「現場管理費」×90%+「一般管理費」×68%	○建設工事 「直接工事費」×97%+「共通仮設費」×90%+ 「現場管理費」×90%+「一般管理費」×68%

○その他の工事は案件ごとに設定	<u>「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の積算の種別は、兵庫県の最低制限価格等の算定式の別紙【最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い】に準ずる。</u>
低入札価格調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった上に掲げる額の合計額から、上位4桁以下の端数を切り捨てた額とします（予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内）。	低入札価格調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった上に掲げる額の合計額から、上位4桁以下の端数を切り捨てた額とします（予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内）。
ただし、積算の主要部分が標準積算単価にない場合や上記3工種以外が含まれる場合など、上記の算式による算定が困難な場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額の範囲内で適宜定めます。	ただし、 <u>積算の主要部分が標準積算単価にない場合など</u> 、上記の算式による算定が困難な場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額の範囲内で適宜定めます。

3 失格基準価格の算出方法

変更前	変更後（令和8年7月1日～）
○土木、建築、舗装工事 「直接工事費」×90%+「共通仮設費」×70%+ 「現場管理費」×90%+「一般管理費」×68% ○その他の工事は案件ごとに設定	<u>○建設工事</u> 「直接工事費」×90%+「共通仮設費」×70%+ 「現場管理費」×90%+「一般管理費」×68% <u>「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の積算の種別は、兵庫県の最低制限価格等の算定式の別紙【最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱い】に準ずる。</u>
失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった上に掲げる額の合計額から、上位4桁以下の端数を切り捨てた額とします（予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内）。	失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった上に掲げる額の合計額から、上位4桁以下の端数を切り捨てた額とします（予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内）。
ただし、積算の主要部分が標準積算単価にない場合や上記3工種以外が含まれる場合など、上記の算式による算定が困難な場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額の範囲内で適宜定めます。	ただし、 <u>積算の主要部分が標準積算単価にない場合など</u> 、上記の算式による算定が困難な場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額の範囲内で適宜定めます。

※失格基準価格…契約内容に適合した建設工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格

III 制限付一般競争入札について

1 適用範囲

変更前	変更後（令和8年7月1日～）
設計金額が100万円以上	変更なし
緊急を要する工事及び特殊な技術を要する工事又は市長が制限付一般競争入札で行うことが適切でないと認める場合を除きます。	変更なし

また、塗装、樋門工事など対象業者が少ない工種、防水工事等、周知が困難な工種等は指名競争入札で行う場合があります。	
--	--

2 公告日

変更前	変更後（令和8年7月1日～）
毎月 5日、15日、25日	変更なし

3 地域要件

	変更前	変更後（令和8年7月1日～）
市内業者	設計金額が 1億5,000万円未満	変更なし
市内・準 市内業者	設計金額が 1億5,000万円以上2億円未満	変更なし
地域要件無	設計金額が 2億円以上	変更なし
※ 特殊な技術を要する工事や対象業者数が基準に満たない場合等はこの限りではありません。		変更なし

IV 予定価格等の事後公表について

1 適用範囲

変更前	変更後（令和8年7月1日～）
設計金額が100万円以上の工事全て	変更なし

2 公表項目

変更前	変更後（令和8年7月1日～）
予定価格、最低制限価格、低入札価格調査 基準価格、失格基準価格	変更なし